

藤岡市グリーン購入基本方針

「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。）第10条第1項の規定に基づき、本市における「グリーン購入基本方針」を策定し、グリーン購入の取組の推進を図ります。

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

1 目的

この方針は、グリーン購入を推進することにより、職員の環境配慮意識の向上を図るとともに、環境に配慮した製品を購入することにより、事業活動や消費活動から発生する環境への負荷を軽減することを目的とします。

また、調達総量の抑制や省エネルギーなどを実践し行政コストを削減することも目的とします。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品等の購入とします。（指定管理者制度を導入している施設については、本方針に基づいた購入を行うよう協力を要請します。）

3 基本的な考え方

物品等の購入にあたっては、その価格や品質だけでなく、環境への配慮をできる限り考慮します。そのためには、次の購入基準に基づき、購入の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低い物品等の購入を行います。

○購入基準

（1）購入の必要性の検討

①購入の必要性を十分に検討し、適正な量とすること。

（2）購入する物品等の選定

①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること。

②第三者機関の認定する環境ラベル（エコマーク・グリーンマーク・国際エネルギースタープログラム等）を取得したものを選択すること。

③長期間の使用ができること。

④リサイクルが可能であること。

⑤再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。

⑥廃棄するとき処理や処分が容易なこと。

⑦包装等が過剰でないこと。

（3）物品等の使用

①適正な管理を行い、機能、効果が活かせるよう長期使用の徹底に努めること。

②省資源、省エネルギーを考慮し、有効利用に努めること。

4 購入にあたっての留意事項

（1）別表1「藤岡市グリーン購入基準表（重点品目）」に指定されている物品を購入するときは、原則として「購入基準」を満たす物品の中から購入します。

（2）自動車については、年間2台程度電気自動車の購入を進めるものとします。

（3）「重点品目」以外の物品を購入する際は、可能な限り環境負荷が少ない物品等を選定するよう努めるものとします。

5 施行時期

この方針は、令和6年度の購入分から適用します。